

◇ 信用組合取引約定書の新旧対照表

(甲：お客さま、 乙：当組合)

新	旧
<p>第1条 (適用範囲) ⑤本約定書の各条項は、甲と乙の本店・支店との間に共通に適用されるものとします。</p>	<p>第15条 (適用店舗) の内容を、第1条⑤項へ移項</p>
<p>(反社会的勢力の排除) 第7条 甲または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、(以下「元暴力団員」という) 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者とあわせて(以下「暴力団員等」という) に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと確約いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること 2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること 4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること 5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力集団等と社会的に非難されるべき関係を有すること <p>②甲または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為 5. その他前各号に準ずる行為 <p>③甲または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合には、甲は貴組合から請求があり次第、貴組合に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>④手形の割引を受けた場合、甲または保証人が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合には、全部の手形について、貴組合の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。この債務を履行するまでは、貴組合は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。</p> <p>⑤前2項の規定により、甲または保証人に損害が生じた場合にも乙になんらの請求をしません。また、乙に損害が生じたときは、甲または保証人がその責任を負います。</p> <p>⑥第3項または第4項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。</p> <p>⑦保証人が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、乙の請求によって、新たな保証人に変更または追加するものとします。</p>	<p>反社会的勢力の排除条項を第7条として新設追加</p>
<p>第7条以下繰り下げとなり、 7条は8条へ、8条は9条へ、9条は10条へ、10条は11条へ、11条は12条へ、12条は13条へ、13条は14条へ、14条は15条へ、</p>	<p>(反社会的勢力の排除) 第7条へ新設追加により、以下の条項は1条毎繰り下げとなります。</p>
<p>第15条 (適用店舗) は削除</p>	<p>第15条 (適用店舗) の内容を、第1条⑤項へ移項</p>